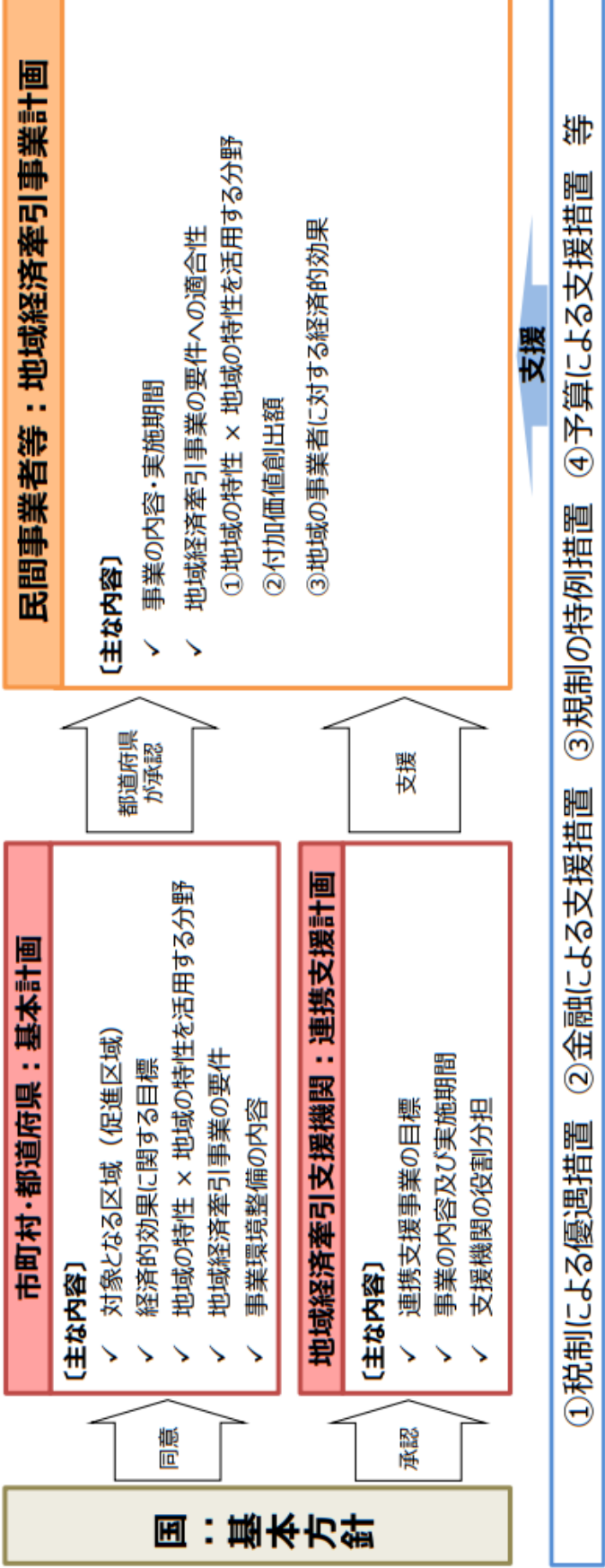




地域未来投資促進法（2017年7月施行）の概要

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）

- 地域未来法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進するもの。
- 国の基本方針に基づき、市町村・都道府県は基本計画を策定し、国が同意。同意された基本計画に基づき、民間事業者等は地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県知事が承認。
- 国の基本方針に基づき、地域経済牽引支援機関（公設試・大学等）は連携支援計画を策定し、国が承認。



■ 支援措置の一覧

①税制による優遇措置

- ・ 地域未来投資促進税制
- ・ 固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税

②金融による支援措置

- ・ 日本政策金融公庫からの固定金利での融資
- ・ 日本政策金融公庫による海外展開支援
- ・ 信用保証協会による債務保証
- ・ 中小企業投資育成株式会社からの出資
- ・ 食品等流通合理化促進機構による債務保証・資金のあっせん

③規制の特例措置等

- ・ 工場立地法における環境施設面積率・緑地面積率の緩和
- ・ 農地転用許可等の手続きに関する配慮
- ・ 市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮

- ・ 地域団体商標の登録に関する特例措置
- ・ 財産処分の制限解除手続きのワンストップ化
- ・ 事業環境整備の提案
- ・ 事業承継に関する特例措置

④予算による支援措置

- ・ 各種予算事業等による加点措置・優遇措置等



時代に合った地域の魅力を引き出す土地利用 ～宿野四区・大里・柏原地区まちづくり～

能勢町は大阪のてっぺんに位置し、面積のおよそ8割を森林が占める自然豊かな里山の風景が広がるまちです。本町では、第6次総合計画の分野別計画である地域経済の活性化における施策として「時代に合った地域の魅力を引き出す土地利用」を掲げ、地域の魅力を生かした、安心して住み続けられるまちづくりを目指しています。



名産「銀寄」

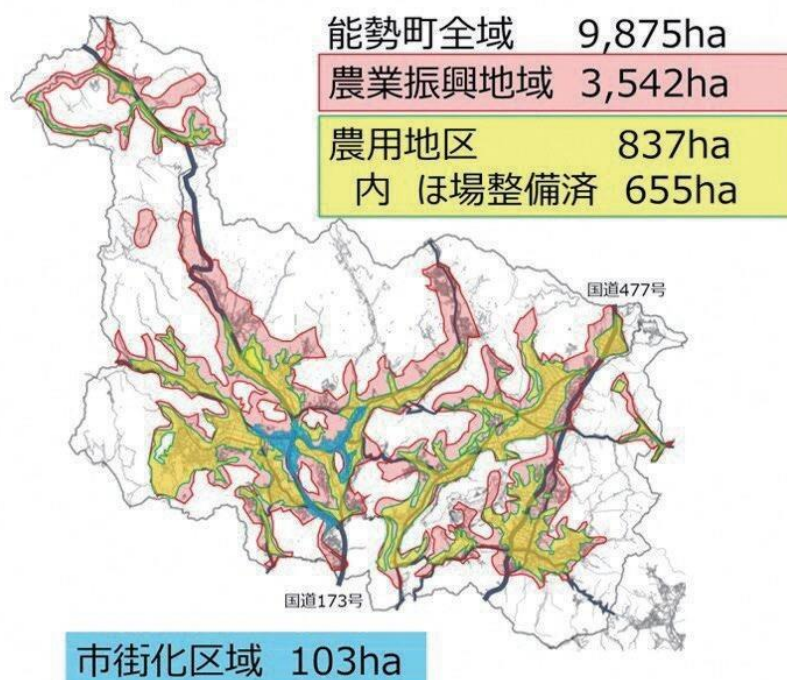
■まちづくりの経緯と課題

本町は、農業の振興と農村の近代化を目標に、昭和53年頃からは場整備による基盤整備に取り組んできました。また、平成7年に市街化区域と市街化調整区域の区域区分を決定し、美しい農村風景を守ってきました。

人口減少や農業経営者の高齢化が進行する中で、魅力ある里山の資源を次世代につなげていくため、地域での就労機会の確保に向けて農業以外の選択肢も用意することが重要となっています。

しかし、市街化区域の面積が総面積の1%あまりと非常に小さく、すでに住宅や商業施設等に利用されていることから、地域活性化に向けた新たな産業を誘致するための用地がない状況です。

この状況を受けて、市街化調整区域の農地を産業用地として、土地利用転換を図っています。



■ 立地特性

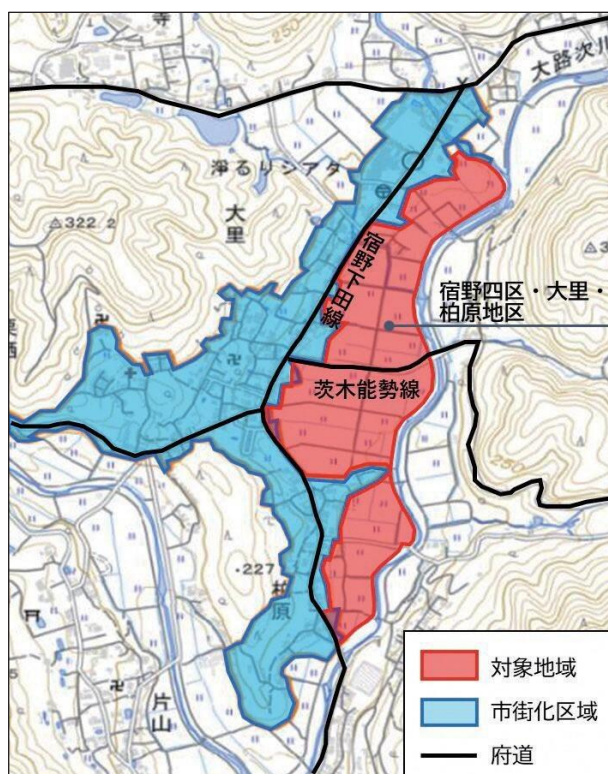
本町は、大阪府、京都府、兵庫県の結節点にあり、近畿地方全体を俯瞰するとほぼ中心に位置しており、周辺を大阪府豊能町、兵庫県川西市・猪名川町・丹波篠山市、京都府南丹市・亀岡市に接しています。鉄軌道が敷かれていないまちではありますが、道路交通網の整備が進んだ今日においては、古くから交通の要衝であったように各方面にアクセスしやすい位置にあります。平成30(2018)年3月には、新名神高速道路(神戸JCT～川西IC)が開通し、各方面への移動時間が短縮され、本町へのアクセス条件が更に向上しました。



■ 宿野四区・大里・柏原地区まちづくりの取り組み

宿野四区・大里・柏原地区は市街化区域に隣接し、府道の沿道に位置する面積約24haの地域です。地区の全体が市街化調整区域かつ農振農用地であるため、市街化区域への編入・農地転用に向けた取り組みを進めています。事業手法としては、組合施行の土地区画整理事業により、多様な産業を誘致する用地として利活用を図ります。

令和4年度より農地の所有者を対象にアンケート調査や説明会を実施して参りました。令和6年度には、地権者の方を対象に個別面談を実施し、「まちづくり協議会」が設立されました。令和7年度は民間企業の「事業化検討アドバイザー」を募集し、3社と覚書を締結しました。現在、事業化の検討を進めるため、現地の測量作業も開始し、基本計画の策定に向け、取り組みを進めています。



▲まちづくりだより

■ 民間企業に期待すること

本町の魅力ある里山資源を生かした、安心して住み続けられるまちづくりを目指すうえで、産業立地による雇用の創出、地域経済の活性化は不可欠です。持続可能なまちづくりの実現に向け、民間企業の活力やノウハウを生かし、ともに能勢町の活性化に取り組んでいただける企業の参入を期待しています。

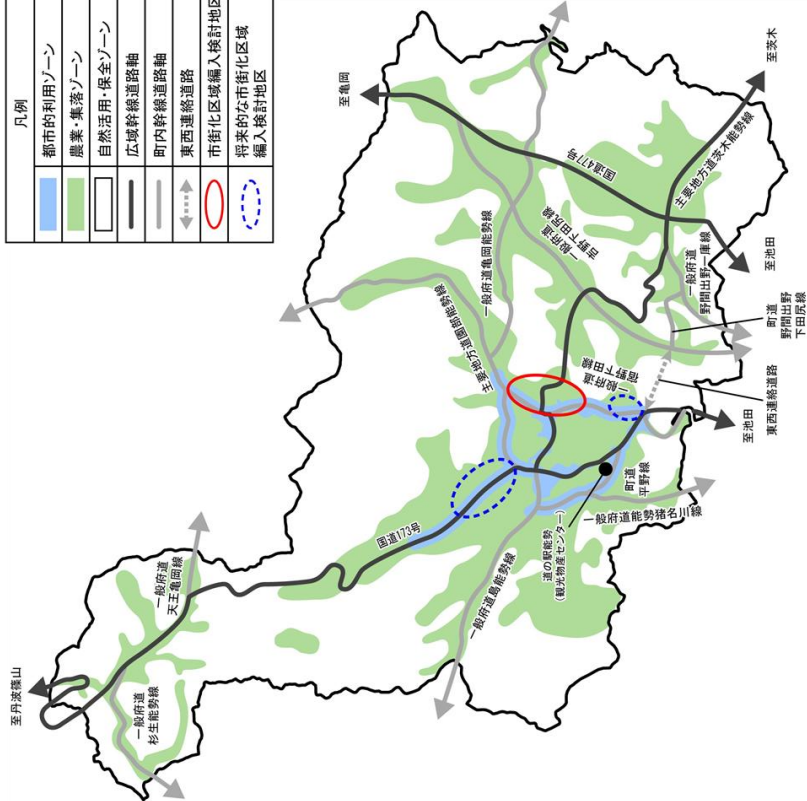


地域未来投資促進法に基づく基本計画策定について

■能勢町都市計画マスタープラン（令和6年7月）

- 市街化区域に隣接し、幹線道路の沿道、下水道等のインフラの整備を考慮して、「能勢町産業用候補地の確保に関する土地利用方針」に基づき、候補地を選定しました。
- 市街地整備と自然環境等保全との適切なバランスを図る。「都市的利用ゾーン」「農業集落ゾーン」「自然活用・保全ゾーン」

凡例	
	都市的利用ゾーン
	農業・集落ゾーン
	自然活用・保全ゾーン
	広域幹線道路軸
	町内幹線道路軸
	東西連絡道路
	市街化区域編入検討地区
	将来的な市街化区域編入検討地区



■北部大阪都市計画区域マスタープラン（令和7年10月）

- 保留区域（市街化区域への編入を保留する区域）
- ※事業実施の確実性、関係機関との協議が整えば随時市街化区域に編入できる

